

セーフティプロモーションスクール (SPS) の現状と展望

藤 田 大 輔

大阪教育大学 健康安全科学講座

The Current States and Future Prospects of Safety Promotion Schools (SPS)

Daisuke Fujita

Division of Health and Safety Sciences, Osaka Kyoiku University

抄録

セーフティプロモーションスクール (SPS) とは、わが国の教育振興基本計画に示された「学校安全の推進」に関わる基本施策の推進を支援するために、「共感と協働」の視点を基盤とした包括的な学校安全の推進を目的として構築した独自の取り組みである。具体的には「7つの指標」に基づいて、学校安全委員会を整備 (指標1) し、そのうえで学校安全に関わる中期目標・中期計画を策定 (指標2) し、PDCAサイクルに基づいた活動 (指標3～指標6) とその活動成果の共有 (指標7) が行われている学校園を認証する制度である。すでに日本国内で13校園、中華人民共和国で5校園が認証され、さらに日本国内の7校、中華人民共和国の28校園、連合王国の2校、台湾の1校、計38校園がセーフティプロモーションスクールの認証を目指した取り組みを展開しているところである。本報は、新たにセーフティプロモーションスクールの活動に参加することを検討している学校関係者を対象に、認証校から提出された認証申請書の中に示された各学校独自の学校安全に関わる中期目標・中期計画とPDCAサイクルに基づいた活動とその成果の共有の具体的な策定内容について解説を試みようとするものである。

キーワード：セーフティプロモーションスクール (SPS)、7指標の考え方、中期目標・中期計画、PDCAサイクル

Keywords: safety promotion school (SPS), 7 concept of indicators, Medium-term target/mid-term plan, PDCA cycle

1. セーフティプロモーションスクールとは

本誌第9巻2号 (2016年10月) で紹介した¹⁾ ように、大阪教育大学では、平成13年6月8日に発生した附属池田小学校事件の反省と教訓を基に、事件の再発防止と学校における安全教育と安全管理、そして組織活動の有機的連携を含めた包括的かつ持続可能な学校安全の推進を目指した「セーフティプロモーションスクール (Safety Promotion School: SPS)」の普及に取り組んでいる。このセーフティプロモーションスクールとは、かつてスウェーデン王国のカロリンスカ研究所に設置されていたWHO Collaboration Centre on Community Safety Promotion (WHO-CCCSP) が推進していたInternational Safe School (ISS) の考え方や英国UNICEFが推進しているChild Friendly School (CFS) の考え方などを参考に、平成24年5月に閣議決定されたわが国の教育振興基本計画に示された「生活安全・交通安全・災害安全の三つの領域を通じて、危険に際して自らの安全を守り抜くための主体的に行動する態度を育成し、共助・公助の視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための教育内容の充実や教育手法の改善・普及を図る」

という「学校安全の推進」に関わる基本施策を推進するために、「共感と協働」の視点を基盤とした包括的な学校安全の推進を支援することを目的として構築した独自の取り組みである。

具体的には、下の表1に示すセーフティプロモーションスクールの理念となる「7つの指標」に基づいて、まず学校安全委員会 (Team:組織) を整備し、その上で、学校独自の学校安全 (生活安全・災害安全・交通安全) の推進を目的とした中期目標・中期計画 (Strategy: 方略) を設定し、その目標と計画を達成するためのPDCA-S (Plan: 計画, Do: 実践, Check: 評価, Act: 改善, Share-共有) サイクルに基づく実践と協働、分析による客観的な根拠に基づいた評価とその成果の共有が継続されていると認定された学校を「セーフティプロモーションスクール」として認証しようとする取り組みである。特に学校における安全推進の取り組みの実践と成果を、学校内では児童生徒と教職員の間で、さらに学校と家庭の間で、学校と地域の間で、そして自校と近隣の学校との間で、発信しつつ双方向で共有しあっているという「共感と協働」の視点が特徴とされる制度である。

表1. セーフティプロモーションスクールの7指標

指標1 (組織)	学校内に、「学校安全コーディネーター」等を中心とする学校安全推進のための「学校安全委員会」が設置されている。
指標2 (方略)	学校において、「生活安全」・「災害安全」・「交通安全」の分野ごとに、セーフティプロモーションの考え方に基づいた「中期目標・中期計画（3年間程度）」が設定されている。
指標3 (計画)	学校安全委員会において、「中期目標・中期計画」に基づいた学校独自の学校安全推進のための「年間計画」が、「安全教育」・「安全管理」・「安全連携」の領域ごとに具体的に策定されている。
指標4 (実践)	「年間計画」に基づいて、学校安全委員会を中心に、学校関係者が参加して、学校安全推進のための活動が年間を通じて継続的に実践されている。
指標5 (評価)	学校安全委員会において、実践された学校安全推進に関わる活動の成果が定期的に報告され、それぞれ分析に基づく明確な根拠をもとに学校安全推進活動に対する評価が行われている。
指標6 (改善)	学校安全委員会における次年度の「年間計画」の策定にあたって、それまでの活動成果の分析と評価を参考に、当該校における学校安全に関わる実践課題の明確化と「年間計画」の改善が取り組まれている。
指標7 (共有)	学校安全推進に関わる活動の成果が、当該の学校関係者や地域関係者に広報・共有されるとともに、「協働」の理念に基づいて、国内外の学校への積極的な活動成果の発信・共有と新たな情報の収集が継続的に実践されている。

このようにセーフティプロモーションスクールの活動においては、「安全が確保された、完成された安全な学校」であるという学校安全に関わる活動の「結果」が評価されることが目的ではなく、「教職員・児童（生徒・学生・幼児を含む）・保護者、さらには子どもの安全に関わる地域の機関や人々が学校安全の重要性を共感し、そして『チーム学校』として組織的かつ継続可能な学校安全の取り組みが、信頼を基盤として着実に協働して実践され展開される条件が整備されている学校」であるという学校安全に関わる活動の「過程」が評価されることが重要である。言い換えれば「セーフティプロモーションスクール」とは、包括的かつ協働的な学校安全の推進をゴール（目標）とするスタートラインに立っていると評価された学校を認証しようとする制度である。そのためセーフティプロモーションスクールの認証活動では、最初の認証に続く3年ごとの再認証が重要な活動となる。つまり認証されて活動が完了するのではなく、学校が存続する限り、その学校に所属する「人」である児童・生徒、教職員、保護者、関係機関の担当者や地域住民には「異動」や「移動」が想定されるため、たとえ「人」が変わっても当該校における学校安全に関わる活動が着実に継続されていくためには3年ごとの再認証を繰り返すことで、より実効性を持った持続可能性が保障されるものと期待しているところである。

2. セーフティプロモーションスクールの認証活動の現状

大阪教育大学では、わが国におけるセーフティプロモーションスクールの一層の普及とその活動の発展を継続的に支援していきたいと考え、平成26年10月11日に、学校危機メンタルサポートセンター内に「日本セーフティプロモーションスクール協議会」を設立し、平成27年3月6日に、大阪教育大学附属池田小学校、大阪教育大学附属池田中学校並びに東京都台東区立金竜小学校との間に「セーフティプロモーションスクール協定書」を締結し、この3校をセーフティプロモーションスクールに認証した。その後、日本国内では、平成28年3月7日に京都市立養徳小学校、平成29年3月17日に高知県宿毛市立山奈小学校、平成29年5月26日に宮城県石巻市立鮎川小学校、平成29年7月18日に大阪市立堀江小学校と大阪市立堀江幼稚園、平成30年3月14日に高知市立旭小学校、平成30年3月15日に大阪市立新高小学校、平成30年3月19日に宮城県石巻市立広瀬小学校と同じく石巻市立住吉中学校、平成30年5月24日に大阪府立中央聴覚支援学校を認証した。また平成30年3月6日には、3年前の平成27年3月6日にわが国で初めてとなるセーフティプロモーションスクールに認証した大阪教育大学附属池田小学校、大阪教育大学附属池田中学校並びに東京都台東区立金竜小学校を、セーフティプロモーションスクール再認証規定に基づいて、改めてセーフティプロモーションスクールに再認証した。一方、海外では、平成29年2月20日に、中華人民共和国深圳市にある蛇口育才教育集团第4小学、平成30年3月8日に同じく中華人民共和国雲南省の昆明市西山区金果幼兒園、平成30年3月30日に中華人民共和国深圳市の南山区香山里小学、南山区陽光小学、南山区海濱実験小学をセーフティプロモーションスクールに認証した。この結果、下の表2に示したように、セーフティプロモーションスクールの認証校数は、日本国内で13校園（うち3校は再認証）、中華人民共和国で5校園となっている。さらに平成30年7月末現在で、日本国内で7校、中華人民共和国で28校園、連合王国（イギリス）で2校、台湾で1校の計38校園からセーフティプロモーションスクールの認証支援の申込を受け、各校園におけるセーフティプロモーションスクールの認証取得を目指した支援を展開しているところである。

このようにセーフティプロモーションスクール認証の取り組みは、まだ緒に就いたばかりであるが、国内外でのセーフティプロモーションスクールの普及活動に関わる実績が評価され、平成28年度の文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課の「学校健康教育の推進」の「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」の中に、「セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考に地域の学校安全関係者（有資格者等）、関係機

表2. セーフティプロモーションスクールの認証・認証支援状況（2018.7.31現在）

		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援	大学
日本	認証	1	9 (2)	2 (1)	-	1	-
	支援	-	3	3	1	-	-
中華人民共和国	認証	1	4	-	-	-	-
	支援	5	11	11	-	-	1
イギリス	認証	-	-	-	-	-	-
	支援	-	2	-	-	-	-
台湾	認証	-	-	-	-	-	-
	支援	-	-	-	-	-	1
計		7	29	16	1	1	2

※：表中の（ ）は、再認証した学校数を示す。

関及び団体との連携・協力」という国の事業の一部として位置づけられ、その後、平成30年度からは、同じく文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課の「学校安全総合支援事業」²⁾の中で、「学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考とする」と明記され、わが国におけるセーフティプロモーションスクールの認証・普及への取り組みが、文部科学省並びに都道府県・政令指定都市教育委員会の支援を受けつつ、国内外で着実に広がっているところである。

さらに、セーフティプロモーションスクールの国内における普及活動の評価については、平成29年3月24日に閣議決定された「第2次学校安全の推進に関する計画」³⁾の「4. 学校安全に関するPDCA サイクルの確立を通じた事故等の防止」の中で、＜具体的な方策＞の事例として紹介されるとともに、「文部科学白書 平成29年度版」⁴⁾においても、「第11節 子供の健康と安全」の「3 学校安全の推進」の「(3) 地域ぐるみで子供の安全を守る環境整備」の中で先進事例として紹介されているところである。

3. セーフティプロモーションスクールの活動内容

1) 中期目標・中期計画（指標2）、年間計画（指標3～指標6）と成果共有（指標7）の考え方

セーフティプロモーションスクールの活動の特徴として、前述したセーフティプロモーションスクールの7指標のうちの「指標2」に示している生活安全・災害安全・交通安全の3領域毎に設定する3年間程度の中期目標・中期計画の策定がある。この「指標2」については、セーフティプロモーションスクールの活動への参加を検討している学校の関係者から具体的な説明を求められることが多い。また「指標3」～「指標6」のPDCAサイクルとしての年間計画の策定方法や「指標7」の活動成果の共有方法について、どのように策定すればよいのかという質問を受けることが多い。そこで本節では、セーフティプロモーションスクールに認証された小学校が作成したセーフティプロモーションスクール認証申請書

の「指標2」～「指標7」に示されたセーフティプロモーションスクール活動の具体的な策定内容を参考として紹介することとした。

まず「指標2」の「方略」としての中期目標・中期計画は、セーフティプロモーションスクールの認証活動を開始する年度から3年間で達成しようとする、言い換えれば3年後に到達することを想定した当該校における学校安全の目標と計画である。それに対して「指標3」～「指標7」の「計画」・「実践」・「評価」・「改善」・「共有」は、「指標2」の3年間で到達するセーフティプロモーションスクールとしての中期目標と中期計画に基づいて、当該校における認証活動の開始年度（初年度）に展開する計画・実践・評価・改善・共有の取り組み内容である。このことは、本報の冒頭部分でも述べているように、セーフティプロモーションスクールの認証が、3年ごとの再認証を前提とした中期目標・中期計画を基に展開された3年間の活動の「結果」を認証判断の基準にするのではなく、「指標2」の中期目標・中期計画に基づいて策定された初年度の「指標3」～「指標7」の「計画」・「実践」・「評価」・「改善」・「共有」に関わる活動の「過程」を認証判断の基準にするという認証プロセスの特徴に由来している。つまり「セーフティプロモーションスクール認証支援申込書」を提出してから約1年後に実施される「セーフティプロモーションスクール推薦委員」による「実地確認」と「セーフティプロモーションスクール審査委員」による「実地審査」において、当該校における3年間の中期目標・中期計画に基づいたセーフティプロモーションスクールの認証を目指した初年度のPDCAと成果共有の取り組みが円滑にかつ実証性を持って展開されていると確認・評価されることが、セーフティプロモーションスクールの最初（第1回目）の認証の基準となっている。

一方、セーフティプロモーションスクールの認証申請にあたっては、第1回目（最初）の認証申請書に、「生活安全」・「災害安全」・「交通安全」の3領域すべてについて「指標2」～「指標7」のそれぞれの内容項目を策定しておく必要はない。第1回目の認証申請時では、「生活

安全」・「災害安全」・「交通安全」の3領域のいずれか1つの領域について、「指標2」～「指標7」の内容項目が策定できておればよいことになっている。そのため例えば第1回目の認証申請時には最初の3年間のセーフティプロモーションスクール活動の中心を「生活安全」領域に設定したならば、「指標2」～「指標7」の内容項目を「生活安全」領域に焦点化して活動内容を作成すればよいことになっている。そしてセーフティプロモーションスクールに認証された3年後の再認証のための認証申請書作成においては、新たな3年間の中期目標・中期計画を策定し、それまでの「生活安全」領域の「指標2」～「指標7」の内容項目に新たに「災害安全」領域を加えることにより、「指標2」～「指標7」のそれぞれで、「生活安全」と「災害安全」の2領域から構成されるセーフティプロモーションスクールの活動の内容が策定されることになる。このように第2回目の認証申請書の作成において「災害安全」領域を追加することにより、6年後の第3回目の認証申請時には、さらに新たな3年間の中期目標・中期計画を策定し、残っている「交通安全」領域の活動内容を加え、第1回目の認証申請時から9年後には、学校安全の3領域（生活安全・災害安全・交通安全）を網羅したセーフティプロモーションスクール活動が当該校において展開されていることが期待されることになる。

2) 「生活安全」領域に関わる「指標2」～「指標7」の策定例

次にセーフティプロモーションスクールの活動への参加を検討している学校関係者による「指標2」～「指標7」の内容項目に関する理解を支援するために、既にセーフティプロモーションスクールに認証されている複数の小学校が策定したセーフティプロモーションスクール認証申請書の「生活安全」領域に関わる「指標2」～「指標7」に関連する部分を参考として、新たに作成した参考資料を表3に示す。

この表3に示しているように、まず中期目標・中期計画である「指標2」の「生活安全」領域のうちの「外傷予防」の観点では、「養護教諭によるけがの統計に基づいた傷害発生箇所及び児童と教員が行う安全点検による校内の危険箇所の把握と校内環境の改善に努める」という3年間の中期目標が設定されている。つまり保健室で集計されている当該校内で発生した外傷データの収集を継続し、得られたデータを、外傷の発生場所や発生時間帯、受傷部位や受傷程度などの視点から集計・分類して校内で発生した外傷の特徴を分析し、その結果を教職員と児童が共有し、校内での事故災害の発生の予防に活用することを中期計画の一つとして位置付けられている。そしてこの中期計画の成果を評価するための中期目標として、「校内でのけがの発生件数を3年間で10%減少させる」ことと、「教職員・児童・PTAが参加する校内環

表3. 「生活安全」領域の「指標2」～「指標7」の策定例

指標2 (方略)	<p>中期目標1：養護教諭によるけがの統計に基づいた傷害発生箇所及び、児童と教員が行う安全点検による校内の危険箇所の把握と校内環境の改善に努める。</p> <p>中期計画1-1：けがの発生件数を3年間で10%減少させる。</p> <p>中期計画1-2：教職員・児童・PTAが参加する校内環境の安全点検を年間2回以上行う。</p> <p>中期目標2：安全教育を通して児童が自ら危険を予測し、回避できる能力を育成する。</p> <p>中期計画2-1：気づき、考え、判断し、行動できる子の育成をめざした安全教育を推進する。</p> <p>中期計画2-1：安全ノートを活用した独自の安全教育カリキュラムの作成に取り組み、安全教育を実施する。</p> <p>中期計画2-1：低学年児童の防犯ブザーの着用率をアップする。</p> <p>中期計画2-1：5年生での応急手当の学習、4年生と6年生での防犯教室による学習を行う。</p>
指標3 (計画)	<ul style="list-style-type: none"> ○外傷の原因や発生場所を振り返ることで、自ら進んで外傷予防に取り組もうとする意識を高める。 ○安全学習(KYT)によって一人一人の危険予知能力及び、危険回避能力を育成する。 ○廊下の歩き方や休み時間の約束について児童会で企画・提案し、全校児童が校内で安全に過ごせるようにする。 ○不審者対応避難訓練(パワーポイント学習・実地訓練)を児童と教職員が行うことにより、緊急事態に落ち着いて対応できる力を身につける。 ○ブザーや登下校ルートの確認をし、児童が安全に過ごせるようにする。
指標4 (実践)	<ul style="list-style-type: none"> ○けがをした児童自身が、けがの種別と発生場所を保健室前の平面図に記録する。 ○安全教育の授業で、児童の危険予知能力や危険回避能力を高めるために、様々な危険から身を守るためにはどのような行動をとるべきかを考えさせる。 ○児童会の提案によって校内で安全に過ごすためのキャンペーンを実施する。 ○児童と教職員が授業中に不審者が侵入したという想定での避難訓練を行う。
指標5 (評価)	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの実践を踏まえた安全教育カリキュラムを学年毎に系統立てて構築する。 ○けがの種別発生場所データを検証し、けがの起こる原因や状況を明確にすることで、児童のけがを予防する意識を高める。 ○教職員が毎月1回安全部会を開き、現状の意見交流や実践に対する振り返りを行い、新しい企画や取組・改善について検討する。
指標6 (改善)	<ul style="list-style-type: none"> ○けがや防犯について、各学年・学級でカリキュラムに沿って計画的に充実した指導へと改善する。 ○安全教育における独自カリキュラムの構築、見直し・改善を行う。 ○月1回の安全部会による評価を基にして、教育活動を改善する。
指標7 (共有)	<ul style="list-style-type: none"> ○校内安全部会を定期的に開催し、児童の傷害発生状況等について教職員間で情報共有を行う。 ○保護者による学校安全に関わる学校評価の情報を公開する。 ○研究発表会を開催し、近隣校への安全教育の成果の発信を行う。 ○地域別懇談会で地域の安全について情報共有を行い、その成果を学校から地域へ発信する。

境の安全点検を年間2回以上行う」ことを評価基準として策定されている。つまり、校内におけるけがの発生件数を取り上げて、数値を用いて具体的な目標として明確化することで、当該校に関わる人々（教職員と児童・PTA）の学校安全に関わる目標の共有が促されるものと期待される。また教職員のみが校内の安全点検を担当するのではなく、児童やPTAにも校内の安全点検に参加してもらうことにより、参加した児童やPTAの校内の安全点検に対する関係者としての主体的かつ協働的な意識への変換、言い換えれば学校における安全点検を教職員任せにする「ヒト事意識」から、自ら学校安全に参加しているという「共感と協働」を基盤とする「ワガ事意識」へと意識改革を促すことにつながり、さらには、校内における上級生から下級生や家庭における保護者から児童への学校内における安全推進に関わる注意喚起と実践が充実されるものと期待されるところである。

また「安全教育」の観点からは、「児童が自ら危険を予測し、回避できる能力を育成する」ことが中期目標として設定されている。そして中期計画として、「気づき、考え、判断し、行動できる子の育成をめざした安全教育を推進する」、「安全ノートを活用した独自の安全教育カリキュラムの作成に取り組み、安全教育を実施する」、「低学年児童の防犯ブザーの正しい着用率をアップする」と「5年生での応急手当の学習、4年生と6年生での防犯教室による学習を行う」ことが策定され、ここでも主体的かつ協働的な安全行動が実践できる児童の育成が計画されているところである。

次いで、「指標3」～「指標6」に示された「生活安全」領域の年間計画の内容を見ると、校内で発生した「外傷の原因や発生場所を振り返ることで、自ら進んで外傷予防に取り組もうとする意識を高める」という目的（P）を達成するため、「けがをした児童自身が、けがの種別と発生場所を保健室前の平面図に記録する」という「共感」とともに、「児童会の提案によって校内で安全に過ごすためのキャンペーンを実施する」という「協働」を基盤とする実践（D）を行うこととしている。そして「けがの種別発生場所データを検証し、けがの起こる原因や状況を明確にすることで、児童のけがを予防する意識を高める」という「共有」の視点から実践の評価（C）を行い、「けがや防犯について、各学年・学級でカリキュラムに沿って計画的に充実した指導を行う」よう「安全教育の独自カリキュラムの構築、見直し・改善を行う」とともに、「教職員が月1回の安全部会による評価を基にして、教育活動を改善する」（A）という安全に関わる「共感と協働」を基盤としたPDCAサイクルが策定されている。この指標例の特徴としては、独自の安全教育カリキュラムの開発に加えて、児童が主体的かつ組織的に外傷予防活動に参加している状況を多面的に評価しつつ継続的に改善していくという活動枠組みの構築が図られていることがあげられる。

さらに「指標7」の「共有」では、「校内安全部会を定期的に開催し、児童の傷害発生状況等について教職員間で情報共有を行う」、「保護者による学校安全に関わる学校評価の情報を公開する」、「研究発表会を開催し、近隣校への安全教育の成果の発信を行う」、「地域別懇談会で地域の安全について情報共有を行い、その成果を学校から地域へ発信する」ことが策定されている。これらのことから、当該校において取り組まれた学校安全推進に関わる実践の経過と成果を、単に学校内の教職員と児童の間で共有するだけでなく、学校と家庭、学校と地域、そして当該校と近隣の学校園の間で、学校安全に関わる実践の経過と成果を双方向的に発信するとともに、近隣校における学校安全に関わる優れた実践事例を学び、その実践を自校の実践に取り入れていくという共有の取り組みを継続していくことが、セーフティプロモーションスクールの活動を通じた学校安全の持続可能な発展につながっていくものと期待しているところである。

4. 最後に

大阪教育大学では、セーフティプロモーションスクールの活動の国内での普及を図るとともに、教育技術の国際貢献の視点から、セーフティプロモーションスクールの海外への展開を協働するために、学校危機メンタルサポートセンターと中華人民共和国の上海市にある華東師範大学中国現代都市研究センター及び華東師範大学都市発展研究院が共同で、平成29年12月に新たに「都市安全研究センター」を華東師範大学内に開設して、中華人民共和国におけるセーフティプロモーションスクールの認証活動を支援するための協働を開始するとともに、北京市にある中国教育科学研究院の基礎教育研究センターともセーフティプロモーションスクールの普及に関わる学術交流協定を締結している。さらに平成30年5月には中華民国の花蓮市にある国立東華大学に設置されている台湾安全促進学校研究センターと、平成30年6月には大韓民国のソウル市にある誠信女子大学に設置されている学校安全研究所とセーフティプロモーションスクールの普及に関わる学術交流協定を締結し、中華民国及び大韓民国におけるセーフティプロモーションスクールの認証活動を支援する協働を開始しているところである。加えて、中華人民共和国の山東省濰坊市教育局、連合王国（イギリス）のBrighton市にあるBrighton University Education Research Centre、タイ王国の教育省基礎教育局、アメリカ合衆国のSan Francisco School Districtとも、セーフティプロモーションスクールの認証活動の普及を目的とした互恵的な協働活動の開始について交流を開始・展開しているところである。

大阪教育大学では、これらセーフティプロモーションスクールの国内外における認証支援活動を通じて、平成13年の附属池田小学校事件の反省と教訓に基づいた学校安全構築の理念に共感いただいた学校園の関係者と協働

しながら、子どもたちの健やかな育ちと学びが保証される学校安全の一層の推進と充実、そして持続可能な発展に取り組んでいるところである。本報を通じて、さらなる学校園においてセーフティプロモーションスクール活動への参加について検討いただける契機となることを期待しているところである。

参考資料

- 1) 藤田大輔：セーフティプロモーションスクールの理念と認証制度. 日本セーフティプロモーション学会誌. 9(2)：2-7, 2016.
- 2) 11 学校健康教育の推進：07-3 平成30年度概算要求主要事項3, 初等中等教育局 文部科学省, 2017. http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/08/30/1394954_3.pdf
- 3) 第2次学校安全の推進に関する計画, 初等中等教育局 文部科学省, 2017. http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2017/06/13/1383652_03.pdf
- 4) (3) 地域ぐるみで子供の安全を守る環境整備：平成29年度文部科学白書, p.186, 文部科学省, 2018. http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201801/1407992_011.pdf